

法務省入国管理局事務分掌規程

〔平成15年3月31日〕
〔法務省管総第538号〕

最近改正 平成24年7月4日法務省管総第4176号

(局付)

第1条 入国管理局に、局付を置くことができる。

2 局付は、局長を助け、局長が特に命ずる事務をつかさどる。

(課長補佐及び情報官補佐)

第2条 各課に課長補佐(補佐官)を、出入国管理情報官に情報官補佐(補佐官)を置く。

2 課長補佐(補佐官)は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 情報官補佐(補佐官)は、出入国管理情報官を補佐し、命を受けて、出入国管理情報官の事務を処理する。

4 課長補佐(補佐官)又は情報官補佐(補佐官)が2人以上置かれている課又は出入国管理情報官における課長補佐(補佐官)又は情報官補佐(補佐官)の事務の分担は、課長又は出入国管理情報官が定める。

5 課長補佐(補佐官)のうち総括補佐官を命ぜられた者は、局の庶務に関する事務を総括する。

6 課長補佐(補佐官)又は情報官補佐(補佐官)のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課又は出入国管理情報官の複雑困難な事務を担当する。

(法務専門職)

第3条 局長の指定する課又は出入国管理情報官に、法務専門職(法務専門官)を置く。

2 法務専門職(法務専門官)は、命を受けて、課又は出入国管理情報官の専門的事務に従事する。

3 法務専門職(法務専門官)のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課又は出入国管理情報官の複雑困難な専門的事務を担当する。

(研修指導員)

第4条 局又は総務課に、研修指導員(研修指導官)を置く。

2 研修指導員(研修指導官)は、命を受けて、入国管理局の職員の教養及び訓練に関する事務に従事する。

3 研修指導員（研修指導官）のうち上席研修指導官を命ぜられた者は、入国管理局の職員の教養及び訓練に関する複雑困難な専門的事務を担当する。
（翻訳職）

第5条 局長の指定する課に、翻訳職（翻訳官）を置く。

2 翻訳職（翻訳官）は、命を受けて、公文書類の翻訳及び渉外に関する事務に従事する。

（室長補佐）

第6条 難民認定室及び在留管理業務室に、室長補佐（補佐官）を置くことができる。

2 室長補佐（補佐官）は、室長を補佐し、命を受けて室の事務を処理する。

（総務課に置く係）

第7条 総務課に、難民認定室に置くもののほか、次の15係を置く。

総務係

連絡調整係

広報係

地方係

法規係

国際第一係

国際第二係

企画係

計画係

人事係

給与係

予算第一係

予算第二係

管理係

施設係

2 難民認定室に、次の2係を置く。

認定係

庇護係

（総務係の所掌事務）

第8条 総務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入国管理局長の官印、入国管理局印その他の公印の保管に関すること。
- (2) 入国管理局の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- (3) 入国管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 入国管理局の職員の勤務時間の管理に関すること。
- (5) 入国管理局の職員の福利厚生に関すること（給与係の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 入国管理局の職員の旅行命令の手續に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入国管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（連絡調整係の所掌事務）

第9条 連絡調整係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国会に関する連絡に関すること。
- (2) 入国管理局所管の公益法人に関すること。

（広報係の所掌事務）

第10条 広報係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入国管理局の所掌事務に関する広報に関すること（国際第二係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 入国管理局の所掌事務に関する会同に関すること。
- (3) 入国管理局の所掌事務に関する行政相談に関すること。
- (4) 入国管理局の所掌事務に関する業務計画に係る連絡調整に関すること。
- (5) 入管局だよりに関すること。
- (6) 入国管理局所管の図書に関すること。

（地方係の所掌事務）

第11条 地方係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入国管理局の機構に関すること。
- (2) 入国者収容所及び地方入国管理局（以下「地方入国管理官署」という。）の機構及び運営に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 入国者収容所等視察委員会に関すること。

（法規係の所掌事務）

第12条 法規係は、出入国の管理に関する法令案の作成に関する事務をつかさどる。

（国際第一係の所掌事務）

第13条 国際第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入国管理局の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（鑑識係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、入国管理局の所掌事務に係る国際関係事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(国際第二係の所掌事務)

第14条 国際第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入国管理局の所掌事務に係る国際関係事務のうち政府開発援助に関する事。

(2) 入国管理局の所掌事務に関する国外における広報に関する事。

(企画係の所掌事務)

第15条 企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入国管理局の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整に関する事。

(2) 出入国の管理に関する危機管理対策の企画及び立案に関する事。

(3) 入国管理局の所掌事務のうち他の所掌に属しないものの連絡調整に関する事。

(計画係の所掌事務)

第16条 計画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 出入国管理基本計画に関する事。

(2) 入国管理局の所掌事務に関する施策の評価に関する事。

(3) 出入国の管理に関する報告書に関する事。

(4) 聴取会及び有識者協議会に関する事。

(人事係の所掌事務)

第17条 人事係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入国管理局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事（総務係及び給与係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 地方入国管理官署の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

(給与係の所掌事務)

第18条 給与係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入国管理局の定員に関する事。

(2) 入国管理局の職員の給与に関する事。

(3) 入国管理局の職員の年金及び災害補償に関する事。

(4) 地方入国管理官署の定員に関する事。

(予算第一係の所掌事務)

第19条 予算第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入国管理局の所掌に係る経費（情報システム経費を除く。）の会計に

関すること（予算第二係の所掌に属するものを除く。）。

- (2) 入国管理局の所掌に係る経費の執行計画に関すること。
- (3) 地方入国管理官署の所掌に係る経費の執行計画に関すること。
- (4) 入国管理局所管の物品の管理（市町村における中長期在留者及び特別永住者の届出又は申請の手續に必要な物品の管理を除く。）に関すること（広報係の所掌に属するものを除く。）。

（予算第二係の所掌事務）

第20条 予算第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入国管理局の所掌に係る経費の予算に関すること（管理係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 入国管理局の所掌に係る経費のうち補助金等の予算及び会計に関すること。
- (3) 地方入国管理官署の所掌に係る経費の予算に関すること（管理係の所掌に属するものを除く。）。

（管理係の所掌事務）

第21条 管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方入国管理官署所管の物品の管理に係る計画の策定に関すること。
- (2) 入国管理局の所掌に係る情報システム経費の予算に関すること。
- (3) 地方入国管理官署の所掌に係る情報システム経費の予算に関すること。

（施設係の所掌事務）

第22条 施設係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方入国管理官署の施設の管理に関すること。
- (2) 入国管理局の職員に貸与する宿舎に関すること。
- (3) 地方入国管理官署の職員に貸与する宿舎に関すること。

（認定係の所掌事務）

第23条 認定係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 難民の認定に関すること。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第4項の規定による許可の取消し並びに入管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（第40条において「在留許可等」という。）に関すること。
- (3) 難民旅行証明書に関すること。

（庇護係の所掌事務）

第24条 庇護係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一時庇護のための上陸の許可に関する事。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、難民認定室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
- (入国在留課に置く係)

第25条 入国在留課に、在留管理業務室に置くもののほか、次の8係を置く。

審査総括係
出入国審査係
就労審査係
留学審査係
研修審査係
短期滞在審査係
永住審査係
特別永住審査係

2 在留管理業務室に、次の3係を置く。

在留管理企画係
在留管理調査係
市町村連携業務係
(審査総括係の所掌事務)

第26条 審査総括係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入管法第9条第2項及び第17条第1項に基づく医師の指定に関する事。
 - (2) 申請取次者の承認に関する事。
 - (3) 日米合同委員会出入国分科会の庶務に関する事。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、入国在留課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
- (出入国審査係の所掌事務)

第27条 出入国審査係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出入国港の臨時指定に関する事。
- (2) 外国人の上陸の許可(外国人の在留資格認定証明書の交付その他上陸の審査の事前審査に関するものを除く。)及び在留資格の取消し(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第25条の6第2項ただし書きの場合に限る。)に関する事。
- (3) 外国人の再入国の許可に関する事。
- (4) 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認に関する事。

- (5) 上陸拒否者名簿の作成に関すること。
- (6) 入管法第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任に関すること。
(就労審査係の所掌事務)

第28条 就労審査係は、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能及び特定活動の在留資格並びにこれらの在留資格（外交、公用及び特定活動を除く。）に係る家族滞在の在留資格に関する外国人の在留資格認定証明書の交付その他上陸の審査の事前審査及び在留の許可に関する事務（出入国審査係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(留学審査係の所掌事務)

第29条 留学審査係は、留学の在留資格及びこの在留資格に係る家族滞在の在留資格に関する外国人の在留資格認定証明書の交付その他上陸の審査の事前審査及び在留の許可に関する事務（出入国審査係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(研修審査係の所掌事務)

第30条 研修審査係は、研修及び技能実習の在留資格に関する外国人の在留資格認定証明書の交付その他上陸の審査の事前審査及び在留の許可に関する事務（出入国審査係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(短期滞在審査係の所掌事務)

第31条 短期滞在審査係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 短期滞上の在留資格に関する外国人の上陸の審査の事前審査及び在留の許可に関すること（出入国審査係の所掌に属するものを除く。）。)
- (2) 文化活動の在留資格及びこの在留資格に係る家族滞上の在留資格に関する外国人の在留資格認定証明書の交付その他上陸の審査の事前審査及び在留の許可に関すること（出入国審査係の所掌に属するものを除く。）。)

(永住審査係の所掌事務)

第32条 永住審査係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外国人の永住の許可、永住に係る在留資格を有する外国人の在留資格の取消し及び永住の許可を有する外国人の就労資格証明書の交付に関すること（特別永住審査係の所掌に属するものを除く。）。)
- (2) 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の在留資格に関する外国人の在留資格認定証明書の交付その他上陸の審査の事前審査及び在留の許可に関すること（出入国審査係の所掌に属するものを除く。）。)

(特別永住審査係の所掌事務)

第33条 特別永住審査係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特別永住許可に関すること。
- (2) 特別永住者証明書の作成、交付及び返納に関すること。
- (3) 特別永住者に係る届出に関すること（市町村連携業務係の所掌に属するものを除く。）。

（在留管理企画係の所掌事務）

第34条 在留管理企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 在留カードの作成、交付及び返納に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、在留管理業務室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（在留管理調査係の所掌事務）

第35条 在留管理調査係は、中長期在留者に係る届出に関する事務をつかさどる（市町村連携業務係の所掌に属するものを除く。）。

（市町村連携業務係の所掌事務）

第36条 市町村連携業務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外国人住民に係る住民票の記載等に係る法務大臣と市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の長との間の通知及び伝達に係る連絡調整に関すること。
- (2) 市町村における中長期在留者及び特別永住者の届出又は申請の手續に必要な物品の管理に関すること。

（審判課に置く係）

第37条 審判課に、次の4係を置く。

上陸審判係

違反審判係

難民審判係

訴訟係

（上陸審判係の所掌事務）

第38条 上陸審判係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外国人の上陸についての口頭審理及び異議の申出に関すること。
- (2) 退去命令を受けた者がとどまることができる場所の指定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審判課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（違反審判係の所掌事務）

第39条 違反審判係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査に關すること。
- (2) 収容令書及び退去強制令書の發付に關すること。
- (3) 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令に關すること。
- (4) 外国人の退去強制についての口頭審理及び異議の申し出に關すること。
- (5) 通報者に対する報償金の交付に關すること。

(難民審判係の所掌事務)

第40条 難民審判係は、難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての異議申立てに關する事務(難民の認定をしない処分についての異議申立てに係る在留許可等に關するものを含む。)をつかさどる。

(訴訟係の所掌事務)

第41条 訴訟係は、入国管理局の所掌事務に係る訴訟に關する事務をつかさどる。

(警備課に置く係)

第42条 警備課に、次の5係を置く。

警務係

企画調整係

調査係

執行係

警備係

(警務係の所掌事務)

第43条 警務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に關すること。
- (2) 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に關すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警備課の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

(企画調整係の所掌事務)

第44条 企画調整係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入管法違反者の摘発計画に關すること。
- (2) 入管法違反者対策に係る関係機関との連絡調整に關すること。

(調査係の所掌事務)

第45条 調査係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入管法第2条第14号に規定する違反調査に關すること(企画調整係の所掌に屬するものを除く。)

(2) 退去強制事由に係る違反の防止に関すること（企画調整係の所掌に属するものを除く。）。

（執行係の所掌事務）

第46条 執行係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 收容令書及び退去強制令書の執行に関すること（企画調整係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 被收容者の仮放免に関すること。

（警備係の所掌事務）

第47条 警備係は、入国者收容所、收容場その他の施設の警備及び被收容者の処遇に関する事務をつかさどる（企画調整係の所掌に属するものを除く。）。

（出入国管理情報官に置く係）

第48条 出入国管理情報官に、次の8係を置く。

システム企画係

システム管理第一係

システム管理第二係

システム管理第三係

データ管理係

出入国情報開示係

情報分析係

鑑識係

（システム企画係の所掌事務）

第49条 システム企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 出入国の管理に関する情報システムの開発及び導入に関すること。

(2) 入国管理局の所掌に係る情報システム経費の会計に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、出入国管理情報官の所掌事務で、他の所掌に属しないものに関すること。

（システム管理第一係の所掌事務）

第50条 システム管理第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 出入国の管理に関する情報システムの運用及び維持管理に関すること。

(2) 入国管理局通信ネットワーク（入管WANに関するシステムをいう。）の維持管理に関すること。

（システム管理第二係の所掌事務）

第51条 システム管理第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 在留カード及び特別永住者証明書の作成に係るシステムの運用及び維

持管理に関すること。

(2) 在留カード及び特別永住者証明書の失効情報に係る公表に関すること。

(システム管理第三係の所掌事務)

第52条 システム管理第三係は、外国人住民に係る住民票の記載等に係る法務大臣と市町村の長との間の通知を行うために市町村に設置する情報連携事務用の端末及び窓口事務用の端末の運用及び維持管理に関する事務をつかさどる。

(データ管理係の所掌事務)

第53条 データ管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 出入国の管理に関する情報システムに係る記録の入力及び修正に関すること。

(2) 出入国の管理に関する情報システムに係る記録に関する連絡調整に関すること。

(3) 出入国の管理に関する記録の整理及び保管に関すること。

(4) 出入国の管理に関する統計に関すること。

(出入国情報開示係の所掌事務)

第54条 出入国情報開示係は、出入国の管理に関する情報システムに係る記録の照会及び回答に関する事務をつかさどる。

(情報分析係の所掌事務)

第55条 情報分析係は、出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関する事務(鑑識係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(鑑識係の所掌事務)

第56条 鑑識係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文書及び指紋の鑑識に関する企画に関すること。

(2) 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関する事務のうち文書及び指紋の鑑識に関すること。

(3) 文書及び指紋の鑑識に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

(係主任)

第57条 局長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に局長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日法務省管総第477号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月30日法務省管総第1806号）
この規程は、平成16年12月2日から施行する。

附 則（平成17年4月1日法務省管総第592号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月16日法務省管総第825号）
この規程は、平成17年5月16日から施行する。

附 則（平成19年11月19日法務省管総第3285号）
この規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成22年4月1日法務省管総第1882号）
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日法務省管総第4176号）
この規程は、平成24年7月9日から施行する。